

同時発表 東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局

令和元年11月13日
自動車局整備課台風第19号
関連自動車検査証の有効期間の再伸長について
～期間の延長及び対象地域の見直し～

令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域*（以下、「対象地域」という。）の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を再伸長することとしましたのでお知らせします。

*宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域（参照：各運輸支局の公示）

1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、対象地域の自動車の使用者については、未だ継続検査を受けることが困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日、公示しましたのでお知らせいたします。

○対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から11月28日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月15日）までのもの

有効期間の満了する日	平成31年10月15日
------------	-------------



○措置内容

自動車検査証の有効期間を11月29日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日）まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については11月29日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日）までに継続検査を受検すれば、引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが11月29日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日）を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車局整備課 團村、太田 TEL：03-5253-8589（直通） FAX：03-5253-1639
代表：03-5253-8111（内線：42427）

(参考1) 参照条文

- 道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

- 2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和元年9月台風第15号の被害に伴い千葉県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大1ヶ月伸長。
- 令和元年7月豪雨の被害に伴い鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する車両について2日伸長。
- 平成30年9月北海道胆振東部地震の被害に伴い北海道全域に使用の本拠を有する車両について12日伸長。
- 平成30年7月豪雨の被害に伴い広島県、岡山県、愛媛県及び福岡県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大2ヶ月伸長
- 平成29年7月九州北部豪雨に伴い福岡県及び大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両について1ヶ月伸長
- 平成28年4月熊本地震に伴い熊本県全域及び大分県の一部に使用の本拠を有する車両について最大3ヶ月伸長

(参考3) 岩手、宮城、福島、東京、山梨、長野運輸支局長の公示

(参考3)

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、2. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月28日までのものは、令和元年11月29日をもって満了するものとする。

2. 対象地域

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

令和元年11月13日

東北運輸局岩手運輸支局長

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、2. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月28日までのものは、令和元年11月29日をもって満了するものとする。

2. 対象地域
宮城県全域

令和元年11月13日

東北運輸局 宮城運輸支局長

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、2. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月28日までのものは、令和元年11月29日をもって満了するものとする。

2. 対象地域

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

令和元年11月13日

国土交通省東北運輸局福島運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年12月15日までのものは、令和元年12月16日をもって満了するものとする。

記

1. 八王子自動車検査登録事務所管轄

西多摩郡奥多摩町日原

令和元年11月13日

関東運輸局 東京運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年12月15日までのものは、令和元年12月16日をもって満了するものとする。

記

南巨摩郡早川町雨畑

令和元年11月13日

関東運輸局 山梨運輸支局長

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、2. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月28日までのものは、令和元年11月29日をもって満了するものとする。

2. 対象地域

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

令和元年11月13日

北陸信越運輸局 長野運輸支局長

参考：諏訪郡下諏訪町は、災害救助法適用市町村から削除されたことを踏まえ、今回の対象地域に含まれておりません。